

【税理士による無料税務相談会場のご案内】

近畿税理士会城東支部主催の税理士による無料税務相談会場を下記の通り開設します。本年度も、手書きでの相談に加えて、ご本人の操作によりスマートフォンを利用する申告相談も行います。

この無料税務相談会場は、近畿税理士会城東支部主催のため、城東税務署や城東区民センターへ電話等での問い合わせをしないようお願いいたします。

記

場所：大阪市立城東区民センター 4 階 大会議室

日時：令和 8 年 2 月 9 日(月)・ 10 日(火)

受付時間：9 時 45 分(受付開始)から 15 時まで(12 時から 13 時は相談を行っておりません)

対象者：

令和 7 年分の年金受給者や給与所得者に係る簡易な確定申告の相

談をされる方

前年分所得金額(専従者控除前又は青色申告特別控除前)が 300 万円以下の事業所得者

令和 7 年分の消費税及び地方消費税の確定申告の相談をされる方
・・・基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者

この無料相談会場では、スマートフォンの操作や手書きによる申告書の作成や検算は行いませんので、ご自身でスマートフォンの操作や申告書への記入をしていただきます。

また、次の方は対象となりませんのでご承知おきください。

税理士または税理士法人が関与している方
< 所得税 > 前年分所得金額 (専従者控除前又は青色申告特別控除前) が 300 万円を超える方
< 消費税 > 基準期間の課税売上高が 3,000 万円を超える方
譲渡所得 (土地・建物・株式等に関する相談のほか、これらに係る損益通算も含む) 及び相続税・贈与税に関する相談を希望される方
相談時間に 30 分超を要すると考えられる等、事案が複雑な方

お願い：

毎日、9時45分(受付開始時刻)より整理券を発行いたしますが、1日当たりの受付人数に限りがありますので、その日の整理券がなくなり次第、相談受付は終了させていただきます。その日の整理券は当日に発行しますので、午後の整理券も9時45分(受付開始時刻)より配布します。

スマートフォンとマイナンバーカード(その暗証番号も含む)、筆記用具・計算器具等をご持参ください。

スマートフォンでの申告を希望される方は、マイナポータルをダウンロードの上、使用できるよう設定してお越しください。

以下の書類は、ご自宅等で事前に作成・準備のうえ、ご持参をお願いします。

<事前に作成するもの>

医療費の明細書・収支内訳書・青色申告決算書・消費税の課税取引
金額計算表

<準備の上持参いただくもの>

年金や給与の源泉徴収票・健康保険や国民年金等の社会保険料控除に係る証明書・生命保険や地震保険の控除証明書

令和5年分・6年分の申告書控えのご持参をお願いします。

以上